

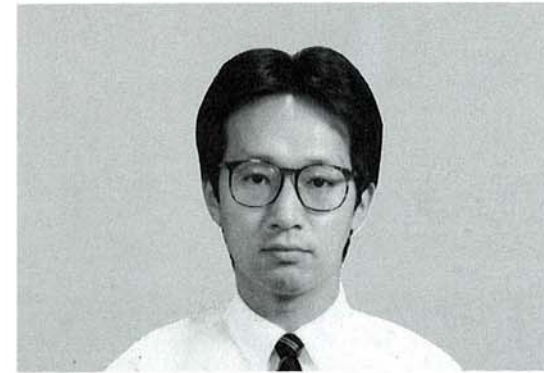


こんにちは、ひつじ年の女の子よ。

道城下 早川舞依ちゃん (世帯主 静江さん)

平成3年1月1日生まれ

お母さんと一緒にパチリ



よう
きなさったね

阿弥陀瀬 山本達也さん

元年五月より上越・柿崎町から転入し、早くも二年目の後半に入りました。「和島村」と言うと、私自身、仕事で長岡に三年間いた事もあり近接する長岡とは密接な繋がりがあるだろうと思っただけですが、むしろ吉田・分水方面に繋がりが多いのは意外な感じがしました。

又、毎朝、海岸沿いの国道を利用し柏崎市まで通勤してますが、地図で確認すると和島村には海岸がない事も意外な感じでした。

さて、転入して来たばかりの頃の私はと言えば、近所付き合いが活発な事に驚き、頻繁に使われる屋号に戸惑い、秋口にはコンパインに乗って初めて稲刈を手伝う等々の一年目でありました。

二年目の夏には待望の二世が誕生し、我が家が一段と明るくなり、

仕事を終え帰って来る楽しみが、また一つ増えたと言ったところでしょうか。

最後に、昨今、県内各地で盛んに町・村おこしが行なわれてますが、自分でも機会を捕え考えたいと思いますし、建設中の良寛の里が一刻も早く完成するよう心待ちにしています。



福太郎様

この度はご寄附をいただきありがとうございました。

お寄せいただきましたご厚情は社会福祉に有効に活用させていただきます。

社会福祉に今後ともご協力をお願い申し上げまして紙面をもってお礼にかえさせていただきます。



和島村社会福祉協議会

毎年心あたたまる善意をありがとう!

毎年十二月末になると小島谷福太郎なる匿名様より、「社会福祉に役立てて下さい。」とご寄附をいただいております。

人口の動き

12月末人口	
出生7人	死亡2人
転入8人	転出4人
世帯数 1,272世帯(+2)	
男	2,728人(+7)
女	2,844人(+2)
計	5,572人(+9)
<small>()内は前月比</small>	

12月定例議会終わる

議会報告

平成二年第四回議会定例会は、十二月十八日招集され、会期二日間とし十二月十九日閉会いたしました。

第一目の十八日は、議長より各陳情の委員会付託の件、並びに一部事務組合議会の報告、続いて村長より専決処分等の報告、並びに行政報告が行われた後、平成二年度一般会計補正予算他十三件が即決されました。第二目の十九日は前日付託された「請願」「陳情」等の採決が行われ、全議案とも、認定、可決、採択されました。

又四人の議員より一般質問が行われ、村政に対して村長の考え方が質されました。

主な議案内容は次のとおりであります。

村長提出議案

○議案第六十六号
専決処分の承認を求めることについて、

(平成二年度和島村一般会計補正予算(第五次)について)

(原案承認)

一般会計予算第五次の補正は、参議院議員新潟県選出議員補欠選挙にかかる経費及び老人保健福祉調査手法等開発事業にかかる費用が決定したので、専決処分をしたものであります。歳入歳出それぞれ三、四一七千円を追加し、予算の総額を、二、一六五、七三四千円としたものであります。

○議案第六十七号

和島村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

(原案可決)

事院勧告による給与改定に伴う人件費の増と、保険給付費のうち、一般被保険者並びに退職被保険者に係る療養費の増五六千円、老人保健医療費拠出金五五七千円を増額するものであります。これに必要な財源は、療養給付費等の国庫負担金と療養給付費交付金を充てるものであります。

○議案第六十七号

平成二年度和島村農業集落排水事業特別会計補正予算(第三次)

○議案第六十八号

和島村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

(原案可決)

○議案第六十九号
和島村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

(原案可決)

今回の改正は、人事院の勧告に基づいて、期末手当については、〇、二五五分を増額し、役職段階別加算措置の実施をするものであります。

実施時期は、いづれも平成二年四月一日に遡って改定するものであります。

○議案第七十号

和島村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

(原案可決)

○議案第七十一号
和島村の技能労務職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

(原案可決)

人事院は、政府に対し国家公務員の平成二年度の給与を四月に遡って定期昇給分を除く、平均三、六七パーセント、月額一〇、七二八円を引上げるよう勧告しました。勧告の主な点は、初任給については、民間企業との間に相当の差があることから、人材確保の必要性等を考慮し、月額の改善を行うとともに初任給基準の改正を行う必要性があるとしています。

また、諸手当については、住居手当の改正、初任給調整手当の改正、期末勤勉手当の改正について勧告しており、期末勤勉手当については、民間の特別給の支給状況を踏まえ、係長以上の職員について、職務段階等加算の必要があるとしています。

今回の条例改正は、給料月額で三、四五パーセント、住居手当〇、〇二パーセント、その他〇、二〇パーセントの改正となっており、初任給基準についても改正するものであります。

各給料表の改正においては、若年層の改善に重点をおいて改正するものであります。

実施時期は、本年四月に遡って改定するものであります。

改定するものであります。

○議案第七十二号
和島村良寛の里設置及び管理に関する条例の制定について

(原案可決)

昨年からの建設を進めてまいりました良寛の里につきましては、来年三月に完工することにより、その設置及び管理について必要な事項を制定するものであります。

○議案第七十五号

平成二年度和島村一般会計補正予算(第六次)について

(原案可決)

このたびの第六次補正予算は、歳入歳出六五、七六二千円を追加し、予算総額を、二、二三一、四九六千円とするものであります。

地方債補正では、村道山田線等の道路橋梁整備事業債の事業費減により、二五、二〇〇千円の減額をするものであります。

歳入の主なるものは、村税では法人村民税の七、五〇〇千円の増、地方交付税では今年度より普通交付税に算入された地域づくり推進事業にかかる八五、四四七千円を含む一、二八、五七七千円の増、国庫支出金では二五、七三三千円の減、県支出金では一、七二九千円の減、財産収入では黒坂工場用地の売却代金二〇、〇〇〇千円増、繰入金ではふるさと創生基金より繰入した三〇、〇〇〇千円については普通地方交付税に今年より地域

議員提出議案

○議案第二号
北方領土の早期返還に関する要望決議

(原案可決)

北方領土(歯舞群島・色丹島・国後島及び択捉島)は、我が国固有の領土であり、これが返還は長年にわたる全国民の悲願である。

よって政府・国会におかれては、日ソ両国間の真に安定的な平和友好関係を確立するためにも、北方領土早期返還の懸案解決を図られるよう強く要望する旨の決議文を、内閣総理大臣へ提出するものであります。

請願

○請願第三号
義務教育費国庫負担制度の現行制度の維持に関する請願

(採 択)

陳情

○陳情第五号
原爆被害者援護法制定の促進に関する陳情

(採 択)

○陳情第六号
私学助成の拡充・強化を求める陳情

(採 択)



八幡林遺跡

第二次補正の主なるものは、人

○意見第六号
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

(原案可決)

国においては、一九八五年度予算から義務教育費国庫負担制度の改正を行って来たところであるが、一九九一年度予算編成では、さらに公立の小・中学校の事務職員および学校栄養職員等の給与等を国庫負担から除外する方針をかためていくと伝えられています。しかし義務教育費国庫負担制度の趣旨から除外することは、義務教育の機会均等とその水準向上ならびに地方財政の安定に重要な影響を及ぼすものと考えられることからして内閣総理大臣他関係大臣に「意見書」を提出する。

○意見第七号

原爆被害者援護法の即時制定を求める意見書

(原案可決)

意見第七号については、広島、長崎に原子爆弾が投下されてから四十四年が過ぎた今日、被爆者の年齢は平均六十歳をこえており、高齢化、病弱化とあいまって一層深刻なものとなって来ておるのが現状である。

よって、政府に対し「ふたたび被爆者をつくらない」ことの決意をこめ、原爆被害者に対する国家補償をおこなう事等、又原爆被害者援護法を直ちに制定されるよう要望する旨の意見書を提出する。

○意見第八号

生徒急減期における私学の発展のために、私学助成の抜本的増強を求める意見書

(原案可決)

意見第八号については、近年私立高校に対する助成の抑制で学園財政の破綻を招き、学費値上げは止らず学費の公私格差は一層拡大

し、父母負担は過重にし家計を重く圧迫しており、私学選択を妨げる大きな要因ともなっている。中学卒業者の急減期の本格的な進行をひかえ、学費問題の根本的な解決を図らない限り、私学が存亡の危機に立たされることは火を見るより明らかである。生徒急減期は、「公立」、「私立」とも学校の適正規模化等教育条件の抜本的な改善を図る絶好の機会である。

よって政府におかれては、私学振興助成法のうたう「経常費二分の一助成」の早期実現と、私学において学校規模適正化等の実行を可能にする「急減期特別助成」の実施等、私学助成の抜本的増強を強く要望する意見書を内閣総理大臣、他関係大臣宛並びに新潟県知事宛に提出する。

閉会中も

議会活動を続けています!!

「各常任委員会の動き」

○総務常任委員会では、「良寛の里事業」について、所管事務調査を実施します。

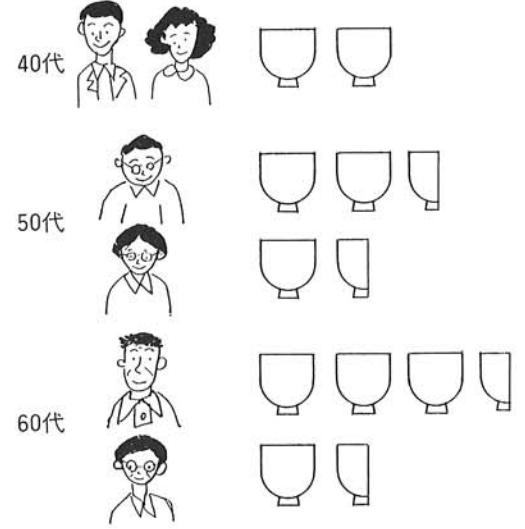
○産業土木常任委員会では、目下委員会において審査中の「和島村ゴルフ場建設について」を引き続き審査をいたします。

又「農業集落排水事業」、「公共下水道事業」について、所管事務調査の実施をします。

○文教厚生常任委員会では、「教職員住宅施設」について所管事務調査の実施をします。

60代の男性はみそ汁がお好き

図① 年代別平均みそ汁杯数



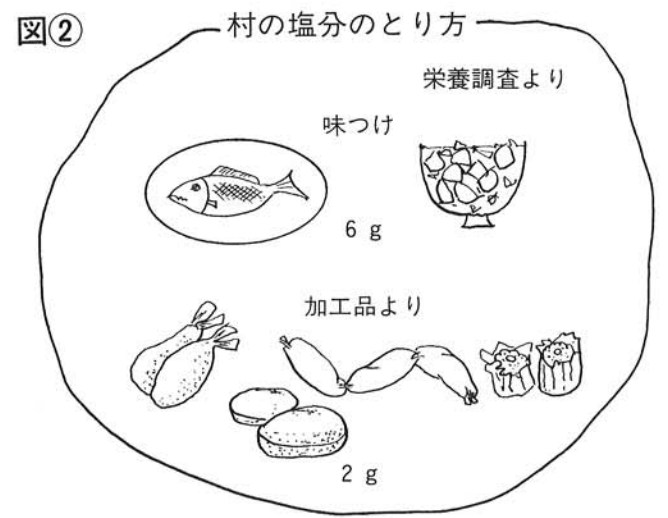
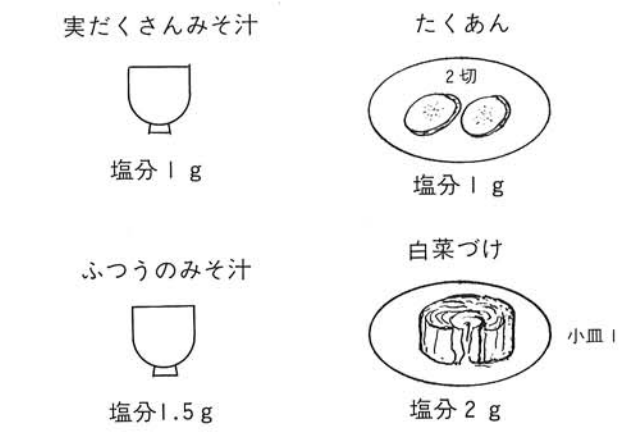
基本検診受診者の1日のみそ汁の飲み方をみると、0杯から6杯と差がありますが、2杯という人が一番多かったです。

これを年代別にみると、図①のように、女性より男性が多く飲んでいるという事が分ります。

実の多く入ったみそ汁は、野菜や、蛋白質がとれる食べ物ですが村の場合、塩分をとりすぎている人が多いので、考えて食べてほしいと思います。

村の塩分のとり方を以前の栄養調査でみると図②のようになります。村では、この他に、みそ汁やつけものを食べている訳ですので1日の塩分10g以内に近づけられるよう各家庭で工夫して下さい。

- ⊗野菜や、だしを上手に生かしてうす味に
- ⊗なるべく実だくさんのみそ汁に
- ⊗みそ汁とつけ物は一緒に食卓に並べない。



私の減塩食事について

小谷 長谷川 秀 郎

数年前に厚生省が発表した記事の中に医学の面から健康管理、健康作り対策が記るされていた中に中年期からの健康づくりが大事だと言う指導内容の記事を見た事がある。我が村でも常々保健婦さん又定期成人病検診、健康祭り等々で指導を受けている中に毎日の料理の中で減塩について常々指導されている。

然し私は5、6年前になるだろうか、私は妻に減塩などしなくてもよい、なぜかと言えば昔は塩辛い味噌汁、塩漬物を多く食べて働いたものだと強く主張したおぼえがある。然し妻は保健婦さんの指導によって減塩料理を続けているので私もやはり妻の根気強さに負けて自然と塩辛い物は控え、又味噌汁も3杯が2杯と控えめになって来ている。(但し指導の塩分%数値にはまだまだ程遠い)。

そのせいか今は体調も非常によく快適な毎日が過ごせるようになった。今となって考えると、やはり健康管理は先ず規則正しい食事、十分な睡眠時間、バランスのとれた食事、薄味のもの食べる、等が健康管理の原点だと思つづく思う今日この頃である。

先に書いた様な自分勝手な言い分を控え医師、保健婦さんの指導に従って与えられた余生を過ごすよう心掛けたいと思う。



さいの神

1月13日から15日にかけて村内各地で、さいの神の行事が行われました。

東保内では15日の10時ころから、わらや竹を集め、夜におけて準備をはじめました。

そして夕方6時すぎ、火が入れられました。子供から老人まで20人ほどが集まり、習字を燃やしたり、もちやスルメを焼き、小正月の夜を楽しみました。



幼児の観察

1月11日、北辰中3年の女生徒が幼稚園、保育所を訪問しました。

これは家庭科の「保育」の授業の一コマです。生徒がいくつかのグループにわかれ、グループ内で子供たちと遊ぶ内容を考え、幼稚園、保育所で実際に遊び、子供を観察するのです。絵本読み、いすとりゲーム、玉入れなど沢山の遊びを考えていき、遊んでいました。しかし考えていったものの全部が成功したというわけではないようです。

机の上での教科書による授業は大切ですが、それだけでなく実際に子供たちとふれあって学ぶことは必要であり、収穫も沢山あるものです。この実習がこれからの授業や生活に役立っていくものと思います。



区長の仕事御苦労さまです

一月十日、和島村表彰条例により、小谷の宮田金松さんに対し、村長より表彰状と記念品が贈られました。

宮田さんは、小谷の区長の仕事を通算十一年なされて、今年も引き続きがんばっておられます。村と小谷の間になつた区長の仕事御苦労さまです。これからもがんばってください。



「東京都知事賞」受賞

「良寛さま」といわれてまずイメージすることは何ですか？ いろいろありますが、良寛さまは「書道の大家」としても有名ですね。

上桐の小黒哲也さん（高三）が第十回全日本学生選抜書道展で「東京都知事賞」を受賞されました。おめでとうございます。

和島村は「良寛遷化の地」で知られていますが、「書道の良寛さま」を象徴するようなでき事でした。

消防出初式

消防精神の高揚をはかるとともに平成3年の火災ゼロを祈願して、1月6日役場で消防出初式が開催されました。

そしてこのあと、役場前の駐車場で一斉放水が行われました。一斉放水は、今年初めてのことで、4台の自動車による見事な放水でした。



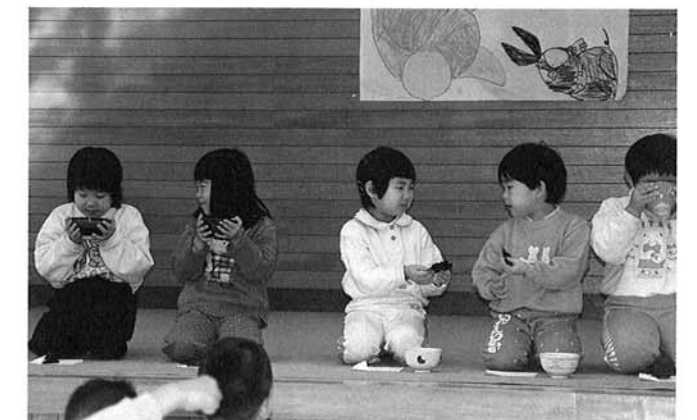
これが「大人の味！」

1月14日、幼稚園ではお茶会が行われました。グループになり、順番にステージの上にあがって、お菓子を食べたあと、大きな茶わんでお茶を飲みました。

子供たちの感想は…

「おいしかった。またのみたい」
 「苦かった。もうのまなくてもいい」
 「（お茶は）あんまり味がなかった。お茶よりお菓子の方がおいしかった！」
 とさまざまでした。

さてさて、この「味」がわかるようになるのはいつのことかな？



良寛歌集
花シリーズ ⑩

声たてて 鳴けや鶯
わが宿の
梅の盛りは 常ならぬに

お正月になると鉢植の梅がみられます。梅花を賛美することは、漢書から知識として学んでおり、現実の花・香を愛でることができたのは、その昔上層の貴族連中だけでした。公卿たちの梅に対する関心が薄れていくなかで、梅干、菓子などの加工品が庶民生活に広がっていき、いまに至っています。また「梅に鶯」という組み合わせは、花札で知られていますが、良寛歌集の中でもこの組み合わせは多く詠まれています。



村長室の黒板から 和島村長 浅井 浩二

一月一日 全く雪無しの新年を迎えた。旭日正に昇天の勢いになるような年である。
 四日 仕事始め 議場で年賀交換 与板長岡方面年始あいさつ
 五日 前日に続いて与板へ
 六日 消防出初式 本年は放水訓練も併せて行われた。
 七日 出県 関係部課にあいさつ
 八日、九日 上京 議員会館、会に出席し答申を受く

十七日 出県 文化行政課で遺跡発掘の今後の対応で協議
 十八日 農業生産推進協議会を開催し、水田農業確立対策を審議
 二十一日 和島村食品衛生協会並にたばこ組合それぞれの総会 夜村民会議に出席
 二十二日 午前水田農業確立対策における転作配分等会議招集 午後区長会議開催

むら自慢

ふるさとに想いを馳せる時、きつとこの唄が浮かびあどけないオカッパ姿の小

月 兎追いかの山...

小谷松 幸 江(上小島谷)



学生の頃が懐かしく憶ばれます。むら自慢の一篇を敢て今住み慣れた地元小島谷への郷愁にも似た想いで改めて足元を見直し持筆すべき一つ一つを綴ってみました。

越後平野の一角(両高)に生を享け、広々とした田園を前に越後線に煙を吐きながら今はその姿を消した蒸気機関車を眺めながら過ぎた二十有余年；風光明媚な大自然がどこよりも美しく映えるこの地に住んで早幾とせか過ぎたでありましょうか。

部落のほぼ中央を流れる小島谷川。集落の形成される以前までは、今よりもずっと巾広く水路を利用した唯一の交通網だったと、；幾年月を経た今はすっかり改修され、幾可学的プロックに積み上げられ小鮎釣りのイメージはどこにも見当たらない今となってしまいました。又小島谷川に沿った立派に整備された県道はアマダセ峠を通過して長岡への唯一の生活道路。数年前までは、一日に数える程の交通量の少ない道路が、今では大小さ

発掘調査 ⑧

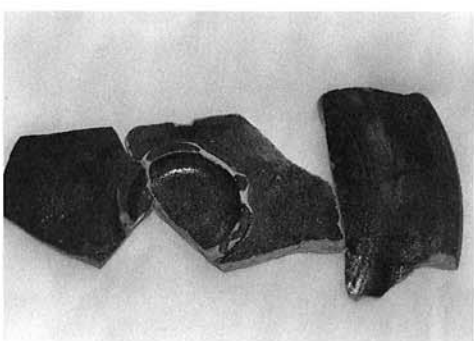
八幡林遺跡の発掘は降雪のため一時中断しておりますが、天候が回復しだい、木簡が出土しました。37号溝の延長を調査してゆく予定です。

現場の状況は、一月号で特集した内容とあまり変化しておりませんので、今回は木簡を中心に若干の補足を加えたいと思います。

木簡は前号でお話ししましたように、A地区の37号溝から出土しています。周囲は地下水位が非常に高いため、植物質のものが腐朽しにくい状況にあり、地下1〜1.5mより下は未分解の植物層(泥炭層)となっております。木簡などの木製品は、乾燥した台地上では長い年月の間に消滅してしまうのが普通で、今回のA地区のように、人の住めない劣悪な自然条件が、かえって木簡の保存に幸いしたようです。また37号溝が、山から流出した土砂で一気には埋没し、木簡が外気から遮断されたこともそれを助けた一因になっています。

木簡は出土した当初、鮮やかな木色を呈しており(他の木製品や、埋もれ木も同様)、それが外気に触れた瞬間、みるみる内に暗褐色へと変わってしまいました。その急激な変色は、千二五十年という時の重さを示しており、玉手箱を開けてしまった浦島太郎の姿を垣間

見たような気がします。時の流れは、木製品のみならず焼き物にも古色を付け、特に鉛ガラスを釉薬に用いた緑釉陶器などに顕著に現われます。八幡林遺跡から出土した資料も、本来濃緑色であった釉薬に酸化層が形成され(銀化)、玉虫色の光沢を放つまでになっており、その色調は水面に広がった油膜の放つ、虹色の輝きにも匹敵します。しかし、銀化がさらに進んだ資料では、釉膜剥離が発生してしまっており、その寸前に放つ鮮やかな輝きは、ローソクが燃えつきる前のそれにも似て何か物悲しい感じがします。



都で作られた緑釉陶器

村史の窓(第二十三号)

保内郷と福万石堰

和島村の西部、出雲崎町に接する地域を古くから保内郷と呼んでいます。旧大字では、村田・村岡・落水・高森・高月・坂谷・辺張北組・吉田・籠田・辺張の十ヶ村落が保内郷に含まれています。保内郷は二百町歩の水田を擁し、一大農業地域として栄えてきました。その水田をうるおす水源の多くは福万石堰によってもたらされました。

福万石堰は江戸時代には「村田大堰」と呼ばれ、享保年間(一七一六年)から御普請所として記録が残されています。

やがて明治となり、同四十二年に大津分水が起工されましたが、そのために保内郷の中央を流れる保内川(鳥崎川)がしや断され、大雨の度に田畑二百町歩が冠水し農家は大被害を受けました。

その洪水を放流するために、落水分水が明治四十四年に計画され、全長千三百七十間(二五〇〇米)川中二十間(三十五米)工費七万

円で五年後の大正四年に完成し、洪水の被害を最少限に食い止めることができました。

しかし一方日照が続くと用水が不足して、稲をはじめ農作物の成長に悪影響をおよぼしました。そこで旧島田村と旧西越村の境

にある木造の福万石堰を改築することになり、コンクリートを使用し、堰板はロープで巻上式という方法で大正二年に工事が行なわれました。(工費は四三四〇円)その後、保内普通水利組合が島岡組に工事を請負わせ、昭和九年三月に竣工し、今日のダムと同じ役目を果たすものが出来上りました。保内郷には東西に人の手で作られたと思われる小川が二本あり、早魃で水不足の時は福万石の堰より田に水を流し入れるため、低い川から水巻(別称だいろ巻)を用いて高い所に水を上げました。いろいろ巻を五本づつ東側西側に仕掛け、五人が十分交替で水を汲み上げるといふもので、その労力には大変なものがありません。福万石の堰の水が流れると、妙法寺本山の七面堂に雨乞をするなどの苦勞もありました。

水不足解消のため昭和三十三年隧道を堀り、信濃川より和島村の耕地に通水する工事が昭和四十一年に完成し、福万石はその役割を終えて解体されました。

この原稿を書くに当り船越美与栄さんからご指導をいただきました。

(和島の碑) 福万石を上流から見る



所得稅・消費稅の確定申告を
納稅は正しくお早めに

所得稅の確定申告は、2月16日
から3月15日、個人事業者の方の
消費稅の確定申告は、1月1日か
ら4月1日までとなっています。
期間間近になりますと大変混雑
し、長時間お待ちいただくうえ落
ち着いて相談できなかったりしま
すので、できるだけ早くお済ませ
ください。

確定申告をしなければならぬ
方が申告をしなければならず、誤った
申告をしたりしますと、後で不足
の稅金を納めるだけでなく、不足
稅額の15%又は10%の加算稅が課
され、更に、年利14・6%の延滞
稅も納めなければならぬことに
なりますからご注意ください。

た年の1月1日において所有期間
が5年を超える土地や建物を売つ
た時の所得をいい、これより所有
期間の短いものを分離短期讓渡所
得といいます。

稅額の算出は、分離長期讓渡所
得の場合、通常100万円の特別
控除を差し引いた後の金額が40
00万円以下であるときは20%の
稅金がかかり、4000万円を超
えると800万円に4000万円
を超えた部分に25%の稅率を乗じ
た金額を合計して課稅されます。

これに対し分離短期讓渡所得に
は、通常特別控除はありませんし、
40%以上の稅金がかかります。
また、次のような讓渡の場合に
はそれぞれ特別控除などの特例が
あります。

一月の國民年金

◎60歳になる人

昭和六年二月二日から昭和六年
三月一日生まれの人は、掛け金を
掛け終りました。

老齡基礎年金の繰り上げ請求を
希望する人は、請求ができます。

◎60歳以上65歳未満の人
受給資格期間を満たすことがで
きない人、または過去に保険料の
未納や免除があるため、掛け金を
して年金額を増やしたい人は、任
意加入することができま

◎現況届を出す人
今月生まれの受給者は、現況届
のハガキが郵送されてきたら、忘
れずに早めに証明を受け、切手を
はって自分で出しましょう。

期限まで提出しない場合は、年
金が一時的に止めとなります。
ハガキを紛失した時は、國民年
金係に申し出てください。

役場の窓口へ届け出てください。
◎65歳になる人
大正十五年二月二日から大正十
五年三月一日生まれの人は、老齡
(通算老齡)年金の請求をしまし
よう。

長岡栃尾三古、組合立寺泊老人ホーム
職員採用試験のお知らせ

1、職種及び採用予定人員

- ・寮 母(父)..... 1名
- ・用 務 員(男)..... 1名

2、受験資格

- ・長岡市、栃尾市、三島郡及び古志郡の各町村に本籍又は住所を有する者
- ・寮母(父)は、昭和46年4月1日以前に生まれた者で、介護福祉免許又は社会福祉主事任用資格を有する者及び取得見込みの者
- ・用務員は、昭和46年4月1日以前に生まれた者

3、受験手続

「受験申込書」により寺泊老人ホーム(〒940-25三島郡寺泊町金山432)へ申し込んで下さい。

4、受験申込受付期間

平成3年2月10日(日)から平成3年2月20日(木)まで

5、試験期日及び場所

- (1) 期 日 平成3年2月26日(火)
- (2) 場 所 寺泊老人ホーム

6、採用予定年月日

平成3年4月1日

7、その他

- ・「試験案内」及び「受験申込書」は寺泊老人ホームにあります。
- ・不明の点は寺泊老人ホーム(☎75-2030)へおたずね下さい。

新区長紹介

平成三年の区長さんが決まりました。
今年一年間皆さんとの連絡をお願いしますのでよろしく
お願いいたします。

地域名	氏名	地域名	氏名
上小島谷	久住 梅次郎	上 桐	矢島 茂春
中小島谷	久住 大作	三瀬ヶ谷	加勢 直市
下小島谷	小谷松 太三雄	北 野	笠原 芳雄
駅 前	宮田 増夫	根小屋	羽入 正一
小島谷	田村 作治	荒 卷	中野 隆
下富岡	星 武	新 田	早川 弥
若野浦	狩野 信雄	中 央	早川 義雄
阿弥陀瀬	八子 松一郎	下町上	家合 新一郎
高 畑	樋浦 栄吉	下町下	小林 政利
日野浦	高野 敏雄	川 端	近藤 英夫
中 沢	大矢 幸市	道城下	本間 伍策
梅 田	原田 清一	法善町	早川 清雄
東保内	夏井 操	寺 町	池内 作次郎
村 田	金子 達雄	小 谷	宮田 金松
城之丘	関本 猛	島 崎	本間 政一
両 高	高井 栄司		

二十歳以上の学生の皆さん!
四月から國民年金加入が
義務づけられます。

現在、二十歳以上六十歳未満
の日本國民は、原則としてすべ
て國民年金に加入することとな
っています。学生の皆さんに
ついては、この原則から除かれ、
任意加入の対象とされています。
そのため、任意加入していな
い学生のみなさんについては、
二十歳以上の学生期間中に障害
者となった場合に、障害基礎年
金の保障が受けられなかったり、
満額の老齡基礎年金を受けられ
ない必要な國民年金の加入期間
(二十歳から六十歳に達するま
での四十年間)が満たされない
ため、満額の老齡基礎年金が受
けられないなどといった問題が
生じます。

4月からは20歳以上の学生
のみなさんも國民年金に加入です



そこで平成三年四月より二十
歳以上六十歳未満の学生のみな
さんも全員、第一号被保險者と
して國民年金に加入することが
義務づけられ、万一、障害が発
生したときの年金保障や、老後
生活の支えとして満額の老齡基
礎年金を受けることができるよ
うになり、学生に対する年金保
障が完備されることとなります。
二十歳以上の学生のみなさん、

人事異動(役場職員)
○退職
久須美 静 枝
(平成二年十二月三十一日付)



大酒飲みから、立ち直った体験者を囲んで、 お酒について語り合いませんか！

あつかんの おいしい季節！

家族のお酒の飲み方について、
不満や心配を持っている方・お茶
を飲みながら、体験者の話を聞いて
みませんか。

時：2月8日午後1時半～2時半
所：総合福祉センター

別会場で三島病院長（田中政春
先生）による相談会も実施して
おります。痴呆老人をかかえお困り
の方、気持ちが沈んで苦しい、一つ
の事気になる頭から離れない等症
状でお悩みの方利用下さい。



◎所得税納税相談日程

〈営庶業〉 2月26日(火) 9:00～15:00 和島村役場

〈農業・給与〉 2月27日(水)～3月15日(金)

和島村総合福祉センター

(土・日曜を除く)9:00～11:30・13:00～16:30



期限後



期限内

今月の納税

- ※ 固定資産税……………第4期分
- ※ 国民健康保険料……………2月分
- ※ 国民年金保険料……………2月分
- ※ 幼稚園保育料……………2月分
- ※ 保育所保育料……………2月分
- ※ 水道使用料……………2月分

与板土木事務所

臨時職員の募集について

与板土木事務所では、次のとおり臨時職員を募集しております。

- 一、職 種 道路補修作業補助員(普通作業)
- 二、募集人員 一名
- 三、期 間 年間一〇カ月 一カ月二十一日勤務
- 四、勤務時間 八時三〇分から五時一五分まで
- 五、休 日 日曜日・祝日・毎月第二第四土曜日及び指定日
- 六、給 与 日給 五、六五〇円
- 七、年 齢 おおむね六〇歳までで男性の方
- 八、その他 社会保険・労働保険加入

ご希望の方は、左記までお問い合わせください。
新潟県与板土木事務所(担当 小島) 電話七二一三一八一

☆児童手当支払

二月八日は児童手当の支払日です。指定金融機関の口座へ次のとおり振り込みます。

- 支給期間 平成二年十月分から平成三年一月分まで
- 支給額 二人目の児童については、月額二千五百円、三人目以降の児童については、一人につき月額五千円です。特例給付該当者も同額です。

☆「上桐村」の発刊

村史編さん室では、村史編さん事業における皆さんの研究参加と親しみやすさを目的として、村内大字の「集落史」を発刊しています。今回、既刊の「阿弥陀瀬村」「小島谷村」に続いて「上桐村」が出来上がりました。ご希望の方には一部千五百円でお分けいたします。担当係 教育委員会 矢部 Tel七四一三一 一 内線三



— 2月の保健衛生行事 —

月	日	曜	内 容	対 象	時 間	場 所
2	4	月	肥満教室(5)	前回受講者	午前9時～11時	福祉センター
	5	火	健康相談	荒・巻部落	午前9時半～11時半	公会堂
	7	木	"	島 崎部落	"	"
	8	金	精神衛生相談(田中政春先生)	ボケ老人でお困りの方、夜眠れない、気持ちが沈む、アルコール中毒等でお悩みの方	午後1時半～3時	福祉センター
	12	火	乳児検診	H2年2月、3月、6月、7月、10月、11月生まれ乳児	午後1時～3時	福祉センター
	20	金	リハビリ	希 望 者	午後1時～4時	福祉センター
	26	火	1歳6ヶ月検診	H元年1月生まれ～H元年6月生まれ幼児	午後1時～3時	福祉センター

★日 時…五日、十二日、十九日、二十六日
(毎週火曜日)午前九時から正午まで

★場 所…福祉センター老人室

★内 容…生活相談・医療相談・家事相談・児童相談・年金相談・身障相談・職業相談、その他なんでも

★その他…相談内容は秘密で費用は無料です。

〈2月の心配ごと相談〉

お年寄りや 家族の皆さん!

悩みごと、心配ごと、何でもお気軽にご相談ください。

● 秘密厳守 ● 相談無料 (月曜日～土曜日の午前9時～午後5時)

☎ 025-223-4165

ニニンサンキヤク ヨイロウゴ

一般相談

- 電話・来訪・手紙いずれでも可。

専門相談

(専門家がつぎの相談をお受けします。)

- 法 律
- 医 療
- 痴 呆
- 年 金・保 険
- 税 金
- 健 康・介 護
- 栄 養
- リハビリ
- 住 居

各種利用コーナー

- 福祉機器コーナー
- 視聴覚コーナー
- モデルルーム
- 資料コーナー

新潟県高齢者総合相談センター 新潟市東中通1-86 新潟県社会福祉会館2F